

# 個人・世帯向けの 主な支援

福岡県なんでも相談ホットライン・24時間  
**☎092-643-3288**

給付	全ての皆様に (受け付け開始から3か月間) <市町村で違います>	特別定額給付金	住民基本台帳に記録されている人に対し、 <b>1人あたり10万円を給付します。</b>	お住まいの市町村または 総務省コールセンター ☎0120-260-020
	子育て世帯に	子育て世帯への 臨時特別交付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 <b>対象児童1人あたり1万円を支給</b> します。	お住まいの市町村または 内閣府コールセンター ☎0120-271-381
	ひとり親世帯に	ひとり親世帯への 臨時特別給付金 <b>新</b>	児童扶養手当を受給する世帯等に対し、臨時特別給付金を支給します。 ※1世帯5万円、第2子以降、1人につき3万円等	お住まいの市町村または 厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903
	感染の疑いなどで無給や減給 になった	国民健康保険・ 後期高齢者医療制度の 傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
	文化芸術・スポーツ活動への 継続支援	文化芸術・スポーツ 緊急総合支援 <b>新</b>	文化芸術・スポーツに携わる <b>個人や小規模団体</b> に最大150万円を支給	文化芸術活動の 継続支援事業事務局 ☎0120-620-147

貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金 (おもに休業された人向け)	貸付額 <b>20万円以内</b> 据置期間 1年以内 償還期限 2年以内	お住まいの市町村の社会福祉協議会
		総合支援資金 (主にに失業された人向け)	貸付額 単身世帯 <b>月15万円以内</b> 複数世帯 <b>月20万円以内</b> 据置期間 1年以内 償還期限 10年以内	

減免・猶予	納税が難しい	納税の猶予	一時的に納税が出来ない場合、納税を猶予する制度があります。今年2月以降、収入が前年同期比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度が受けられます。	国 税：各税務署 県 税：各県税事務所 市町村税：各市町村
	国民健康保険料(税)など 払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります。)	お住まいの市町村 (組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)
	県貸付金の返済ができない	県貸付金の支払いの猶予	個々の状況に応じて、支払い猶予などが可能になる場合があります。	各貸付金担当課

住まい	家賃が払えない (民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3か月 最長9か月	お住まいの市または県(町村を所管)の自立相談支援機関
	家賃が払えない (県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の1/4から3/4を減額、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。	福岡県住宅供給公社の各管理事務所
	解雇などにより住居から退去しなければならぬ	県営住宅などの一時提供	提供期間：最長2年(6か月毎の更新) 家賃：入居する住宅家賃の1/2	

給付	働く場を失った、アルバイト収入が減った	福岡県緊急短期雇用創出事業	学生・留学生を含め働く場を失った人向けに、緊急に短期の働く場を提供します	県の各労働者支援事務所 福岡 ☎092-735-6149 北九州 ☎093-967-3945 筑後 ☎0942-30-1034 筑豊 ☎0948-22-1149
	仕事をお探しの方	若者就職支援センター	おおむね39歳までの若者を対象に支援	☎092-720-8830
		中高年就職支援センター	おおむね40歳以上の中高年を対象	☎092-292-9250
70歳現役応援センター		70歳以上まで活躍できる場を拡大・支援	☎092-432-2577	



福岡県ホームページ  
 「新型コロナウイルス感染症」ポータルページへ。  
**← 個人向け**      **事業者向け →**



こんなときは?  
 どんな支援が?  
**← NHKのサイトへ**

